

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書

貴職におかれましては、平素から駐留軍関係の雇用・離職者対策に特段の御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、2023年5月16日で有効期限を迎えます。

御承知のとおり、駐留軍雇用は米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下であり、本質的には不安定な状況に置かれています。

日米両政府は本県に関し「在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還と北部基地への統合」などを含む在日米軍再編に関する合意をしており、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」も発表されています。

海兵隊施設には4,857人（令和4年3月）、嘉手納以南の対象施設には3,622人（令和4年3月）の日本人従業員が勤務しており、状況いかんによっては駐留軍等労働者としての雇用継続が困難となる事態も懸念され、これまで以上に「駐留軍関係離職者等臨時措置法」に基づく雇用対策が不可欠であります。

昨今の全国的な雇用情勢は、新型コロナウイルスの影響もあり完全失業率2%台後半で高止まりし、県内の失業率は全国よりも高い水準で推移しています。

また、駐留軍等労働者は中途採用者が多いことから平均年齢も48.24歳と高い状況にあります。こうした状況の中、万が一、大規模な人員整理等が発生すれば、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではなく、地域的な雇用情勢はパニック状態に陥ることは必定であります。

よって、貴職におかれましては、駐留軍労働への御理解と駐留軍関係離職者等臨時措置法の必要性を御賢察の上、同法の再延長実現に御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月28日

糸 満 市 議 会